

香川県基幹系情報システム（電子申請・届出システム）  
更改及び運用・保守業務に係る仕様書（案）に対する意  
見等の招請について

香川県（以下「本県」という。）では、香川県基幹系情報システム（電子申請・届出システム）の運用・保守契約（クラウドサービス）の委託契約が令和9年12月31日に満了することに伴い、当該システムについて、更改の上、当該更改後のシステムの運用・保守を6年間実施する予定としており、当該更改及び運用・保守業務（クラウドサービス）に係る仕様書（案）に対する意見等を招請します。

## 1 システムの概要

電子申請・届出システムは、県及び県内の市町等への申請・届出を、インターネットを通じて電子的に行う機能等を提供するシステムです。

## 2 仕様書（案）の貸与

仕様書（案）（以下「貸与資料」という。）の貸与を希望する事業者は、貸与申請書（別紙）を3の(3)に示すメールアドレス宛てに提出してください。

(1) 貸与申請書の提出期限

令和8年6月5日（金）17時00分

(2) 貸与期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月19日（金）まで

## 3 意見等の提出方法

(1) 提出方法

(3)に示すメールアドレス宛てに提出してください。

(2) 提出期限

令和8年6月16日（火）17時00分

(3) 提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課

総務・スマート県庁推進グループ 佐藤（良）、北澤

電話 087-832-3121 内線（2310, 2311）

メールアドレス rl1529@pref.kagawa.lg.jp、ga4189@pref.kagawa.lg.jp

#### 4 提出物

| No. | 提出物名称              | 提出形態                               |
|-----|--------------------|------------------------------------|
| 1   | 意見提出(鑑)            | 電子データ<br>(※資料の貸与時に様式(ファイル)を提供します。) |
| 2   | 意見・回答票(Excel ファイル) | 電子データ<br>(※資料の貸与時に様式(ファイル)を提供します。) |
| 3   | その他事項(回答)          | 原則として電子データ                         |
| 4   | 補足資料               | 原則として電子データ                         |

※ No.4 の補足資料については、意見・回答票の記載内容の補足説明、ライセンス価格表、カスタマイズ費用の積算内訳表、その他参考資料等を、必要に応じて提出してください。

※ No.3、4 について紙媒体での提出を希望する場合は、3の(3)の提出先に直接持参するか、郵便又は信書便で提出してください。

#### 5 回答票及び意見票の記入上の留意事項

意見・回答票ファイル (Microsoft Excel 形式) は、複数のシートで構成されています。以下の内容に留意し、各シートに記入してください。また、ファイル名に貴社の商号又は名称 (略称可能) を付加してください。

(1) 「概要」シート (様式1)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。

(2) 「費用見積」シート (様式2)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。また、費用は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入してください。

(3) 「機能要件適合及び費用詳細」シート (様式3)

貸与資料を参照し、「適合」欄に下表の適合内容に該当する記号を記入してください。

| 適合内容                     | 記号 |
|--------------------------|----|
| 本システムに実装している機能           | ◎  |
| 〃 実装していないがカスタマイズで対応できる機能 | ○  |
| 〃 実装していないが代替案で対応できる機能    | △  |
| 〃 実装しておらず、対応できない機能       | ▲  |

適合条件があれば、「適合条件」欄にその内容を記入してください。

代替案で対応する機能 (当該機能の「適合」欄の回答が「△」の場合) は、「適合条件」欄に当該機能の代替案を具体的に記載してください。

(4) 「その他確認事項」シート（様式4）

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。

(5) 「意見票」シート（様式5）

仕様書（案）に対する意見又は提案がある場合に、「項目」欄に対象となる機能 ID 等を付して、「意見」欄に意見等を記入してください。

なお、仕様書（案）等全般的事項についての意見等の場合は、「項目」欄に『全般的事項』と記入してください。

## 6 その他

(1) この電子申請・届出システムの更改及び運用・保守業務（クラウドサービス）の調達は予定であり、中止又は内容を変更することがあります。

(2) 貸与資料の内容は検討途中のものです。

(3) 意見等（附属資料を含む。）の作成及び提出に係る経費は、提出者の負担とします。

(4) 提出された意見等（附属資料を含む。）は、一切返却しません。

(5) 提出された意見等（附属資料を含む。）は、本県において、調達仕様書等を検討する際の参考とするため、本県の組織内で複製及び配布するものとします。

(6) 提出された意見等（附属資料を含む。）について、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等をお願いする場合があります。